

別表第1（第2条関係）

高齢者施設
特別養護老人ホーム
老人保健施設
介護療養型医療施設
通所介護（デイサービス事業所）
通所リハビリテーション事業所
特定施設
グループホーム
小規模多機能型居宅介護事業所
ショートステイ事業所
養護老人ホーム
ケアハウス
介護医療院
有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅

児童施設
認定こども園
認可保育所
小規模保育事業所
事業所内保育事業所
ナーサリールーム
家庭保育室
地域型事業所内保育施設
子育て支援センター
児童センター
放課後児童クラブ

障害者（児）施設
生活介護
自立訓練（機能・生活）
就労移行支援
就労継続支援A型
就労継続支援B型
グループホーム
短期入所
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所支援
日中一時支援
地域活動支援センター
生活ホーム

その他
地域包括支援センター
さいたま市立病院
その他市長が別に定める施設等